

## 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正について

### 危険物保安室

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）が平成26年1月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。以下、その概要をご紹介します。

#### 1 標準令の概要及び改正の考え方

地方公共団体は、地方自治法第228条第1項の手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければなりません。

今回、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条の規定が平成26年4月1日から施行されることにより、消費税及び地方消費税（以下、単に「消費税」という。）の税率がそれぞれ引き上げられる制度改正を契機に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）が見直されることとなりました。

これは、標準令に規定する手数料は非課税ですが、標

準額については、当該額を徴収する事務に要する人件費、物件費等のコストを積み上げたものであり、課税対象である物件費等の部分については、消費税の税率の上げの影響を考慮する必要があるためです。

今回の改正に当たり、まず、課税対象となる物件費等について消費税の税率引上げによる試算を行い、その結果として増額のための改正が必要となる手数料を抽出しました。そのうち、直近の人件費や物件費の単価、事務に要する時間の変化等を加味した見直しを行い、それでもなお現行の標準額に比して増額となる手数料のみ額の改正を行うこととなりました。

#### 2 危険物施設に係る手数料について

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の所有者等は、法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされています（消防法（昭和23年法律第186号）第10条及び第11条）。また、当該設置許可等に関する事務に係る手数料については、標準令において製造所等の指定数量の倍数の区分等にしがって標準額が定められています。

危険物施設に係る手数料について、上記の改正の考え方に沿って試算した結果、製造所等の設置許可、特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査のうち溶接部検査及び特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に関する事務に係る手数料の一部について、標準額を引き上げる改正

を行うこととなりました（標準令本則の表16の項、20の項の1のニ及び22の項のイ）。標準額を改定するものは下記の表のとおりです。

### 3 施行期日について

平成26年4月1日より施行することとされました。

表

手数料の標準額を改定するもの	改正前	改正後
<b>製造所の設置の許可に申請に係る審査</b>		
指定数量の倍数が200超	91,000	92,000
<b>特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</b>		
貯蔵最大数量1,000kl 以上5,000kl 未満	820,000	830,000
同5,000kl 以上10,000kl 未満	990,000	1,010,000
同10,000kl 以上50,000kl 未満	1,100,000	1,120,000
同50,000kl 以上100,000kl 未満	1,400,000	1,420,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	1,640,000	1,660,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	3,850,000	3,880,000
同300,000kl 以上400,000kl 未満	5,090,000	5,100,000
<b>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</b>		
貯蔵最大数量1,000kl 以上5,000kl 未満	1,120,000	1,130,000
同5,000kl 以上10,000kl 未満	1,330,000	1,340,000
同10,000kl 以上50,000kl 未満	1,480,000	1,500,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	2,120,000	2,140,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	4,330,000	4,350,000
<b>一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査</b>		
指定数量の倍数が200超	91,000	92,000
<b>特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査（溶接部検査）</b>		
貯蔵最大数量10,000kl 以上50,000kl 未満	950,000	990,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	1,650,000	1,720,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	3,180,000	3,320,000
同300,000kl 以上400,000kl 未満	3,890,000	4,060,000
同400,000kl 以上	4,450,000	4,650,000
<b>特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査</b>		
貯蔵最大数量5,000kl 以上10,000kl 未満	410,000	430,000
同50,000kl 以上100,000kl 未満	920,000	960,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	1,160,000	1,210,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	2,830,000	2,950,000
同300,000kl 以上400,000kl 未満	3,470,000	3,620,000
同400,000kl 以上	4,000,000	4,170,000

**問い合わせ先**

消防庁危険物保安室 山本  
TEL: 03-5253-7524